

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名 : 株式会社晴耕舎(法人番号8110001022693)
業者の住所 : 新潟県長岡市宮本町1-831
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年4月25日 から 令和7年5月8日 まで(2週間)
- 3 指名停止措置の範囲 : 北関東防衛局管轄区域
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県)
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、令和5年12月12日、新潟県長岡市の「医療法人恵愛会大島病院野積保養所解体工事」において、解体用車両系建設機械の運転資格のない者が解体用つかみ機を運転し、運転操作の誤りにより作業員1名が死亡する工事関係者事故を発生させた。上記有資格業者の従業員は、工事工程に関する計画及び解体用つかみ機の配置に関する計画を作成せず、労働災害を防止するための必要な措置を講じなかったことから、上記有資格業者及び上記有資格業者の従業員は労働安全衛生法違反により罰金刑に処され、令和6年10月29日にその刑が確定した。このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当するとして、新潟県知事から令和7年3月5日に監督処分(指示)を受けた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第1

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2月以内